

## 「総合理学療法学」査読委員会 査読規程

### (査読指針)

第1条 総合理学療法学では、可能な限り投稿者へ学術発表の機会と経験を与えることが出来るよう教育的かつ建設的な査読を基本とする。査読にあたっては投稿論文の主旨や内容を尊重し、科学的視点に基づいたコメントを心掛け、自己の考えや価値観に偏重したものであってはならない。

### (査読手順)

第2条 査読委員会（以下、委員会）より2名の査読者を査読者リストより選出する。

2 委員会は査読者に対して、投稿論文と査読票を送信する。

3 査読者は本規定に基づき論文を査読し、査読結果（査読票）を委員会に提出する。なお、査読期間は原則1か月間とする。

4 査読の判定は以下の通りとする。

- ・掲載可
- ・一部修正（軽微もしくは大幅修正）
- ・掲載不相当

5 査読結果（査読票）を委員会にて確認した後、投稿者へ返信する。査読コメントに応じて査読委員会で査読結果の一部を修正または削除する場合がある。

6 修正論文が投稿されれば、査読者に再査読を依頼する。

7 査読者は修正論文を査読し、再査読の結果（査読票）を委員会へ提出する。なお、再査読の期間は原則2週間とする。基本的には査読回数は設けないこととする。しかし、査読過程において著しく修正内容や改善度が低い場合は、「掲載不可」と判定する。なお、再査読では初稿に関する指摘や修正は行わず、査読コメントに対して適切に修正がなされているかを判定する。

8 再査読の結果（査読票）を委員会にて確認した後、投稿者へ返信する。

9 論文の採否は査読結果を基に委員会が決定する。また、論文の種類の変更や書式の修正など、必要に応じて委員会が投稿者に指示することができる。

なお、投稿論文の内容が総合理学療法学の目的や投稿規定に反している場合は、投稿を受け付けず委員会により差し戻すことができる。

### (査読基準)

第3条 査読基準は以下の通りとする。

- (1) 表題は適切か
- (2) 研究背景や目的が明確に述べられているか
- (3) 対象や方法は妥当であるか
- (4) 倫理的配慮が十分になされているか

- (5) 結果の信頼性と提示方法は妥当か
- (6) 論述の飛躍や矛盾はないか
- (7) 研究の新規性や理学療法学研究としての意義が述べられているか

## 2 掲載可否基準

### (1) 掲載可基準

基本的に方法論が妥当であれば、採択する方向で査読を進める。

### (2) 掲載不适当基準

論文内容に明らかな不正行為を認める場合、研究倫理に反する場合は掲載不适当とする。なお、以下の理由で掲載不适当としない事とする。

また、査読において具体的に以下の点に注意する。

- ① 独創性のなさ
  - ② 臨床応用のなさ
  - ③ 日本語の稚拙さ
  - ④ データ不足
  - ⑤ 考察不足
  - ⑥ 投稿規定にしたがっていない
- (3) 一部修正とは掲載可に向けて原稿の修正を求めるものであり、新たな実験や調査を指示するものではない。また、原稿の修正を求める場合は、適切に修正がなされるようにできる限り具体的なコメントを記載する。
  - (4) 可能と思われる文言や表現の追加を求めてもよいが、査読コメントへの回答時に妥当な理由があれば、追加しなかったことを理由に掲載不适当にしない。
  - (5) 統計学的に耐えきれないデータ数であれば、統計学的解析を用いない方法への転換を提案する。
  - (6) 論述内容がおかしい、結果から導かれる考察が飛躍している、言い過ぎである場合は訂正を求める。
  - (7) 査読者の考え方と異なっていたとしても、論理的であればそのような考え方もあり得ることを認め、修正を求めない。または、コメントにとどめておく。
  - (8) 独創性がない、あたかも新規性があるような表現があれば訂正を求めてもよいが、それを理由に掲載不适当としない。
  - (9) 臨床応用のなさについて追求しない。また、ネガティブデータであっても追求しない。
  - (10) 目的と方法が一致しない場合、目的の修正を求める。
  - (11) 情報が足りない場合は、引用文献の追加を求める。可能であれば引用できる文献の提案をする。または、研究の限界の記載を求める。
  - (12) 表現がおかしい場合は、修正案を提示して訂正を求める。
  - (13) 投稿規定に沿っていない場合は、訂正を求める。
  - (14) 査読結果の記載において、文章表現に関する細かい批判や「・・・が全体的に悪い」というような曖昧な記述は避け、査読結果に対して著者が具体的に対応しやすい記述を

するように気を付ける。

- (15) 掲載可否にかかわるコメントか、そうではない参考コメントかをできる限り明示する。
- (16) 掲載不適當の評価を行う場合、その論拠を具体的に記載する。
- (17) 査読の公平性の観点から、査読を担当する論文について利害関係にある可能性があれば委員会へ連絡する。
- (18) 論文内容について盗用、捏造、二重投稿など不正行為が疑われる場合は、委員会へ連絡する。
- (19) 査読者は、査読にて知り得た論文内容や情報を他者に漏らしてはならない。また、自身が査読者であることを他者に公言してはならず、査読結果についても他者に漏らしてはならない。

(附則) 本規程は令和2年8月1日から施行する。

本規程の改定は令和6年3月13日から施行する。